

令和 6 年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第 3 回 自動車（新車）小売業最低賃金専門部会議事録

開 催 日 時	令和 6 年 10 月 23 日（水）9 時 56 分～12 時 55 分	
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室	
出席者	公益代表委員（2 名）	瀬口毅士 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（3 名）	勝目幸佑 白石裕治 中原潤（敬称略）
	使用者代表委員（3 名）	小原秀治 中村博之 森山麗子（敬称略）
	事務局（3 名）	森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議題	1 令和 6 年度鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 令和 6 年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）自動車小売業関係	

○ 瀬口部会長代理

おはようございます。伊藤部会長が本日出席できなくなりましたので、本日の進行は部会長代理の私、瀬口が務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

定刻前ですが、おそろいですので、ただいまから第 3 回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

議事に入る前に、本専門部会の成立について、事務局より報告願います。

○ 小城賃金室長

おはようございます。

本日の専門部会の成立について御報告いたします。専門部会は、委員の 3 分の 2 以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日の専門部会は、公益委員 2 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名の合計 8 名の委員に御出席いただいております、定足数を満たしており、有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局で本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、2 名の希望者がございました。

ただいまホールの外で待機していただいております。

以上です。

○ 瀬口部会長代理

ありがとうございます。

本専門部会は成立しているとのことですので、これから審議を始めたいと思いますが、今、事務局からお話がありましたように、本日は傍聴を希望される方々がおられます。

公労使三者がそろって議論を行う場合について公開としたいと思いますので、事務局は傍聴希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

(傍聴者を案内)

○ 瀬口部会長代理

それでは、議事を再開します。

まずは、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○ 西野賃金室長補佐

本日の資料につきまして、御説明いたします。

資料は一つだけでございます。令和6年度の自動車(新車)小売業最低賃金のランク別の決定状況でございます。

資料1を御覧ください。

10月16日の第2回専門部会の資料1を更新した内容となりますが、改めて説明をさせていただきます。

昨日現在での状況としましては、上からAランクでは、埼玉局が29円アップの1,089円。

Bランクでは、宮城局が50円アップの1,036円、新潟局が部会結審ではございますけれども、18円アップの1,015円、島根局が40円アップのジャスト1,000円、福岡局が38円アップの1,066円。

それから、Cランクでは、青森局が40円アップの963円、秋田局が42円アップの980円ということだったのでございますけれども、資料の作成後、大分局の情報が入りまして、朱書きで追記しております。読み上げますと、大分局が49円アップの991円、引上げ率は5.20%、指定日発効で6年12月25日ということで結審しております。

なお、必要性がないとされた局につきましては、前回の説明のとおり、灰色の網かけがしてございます10局となっております。

説明は以上でございます。

○ 瀬口部会長代理

ただいまの御説明について、御質問等はありませんか。

(質問等なし)

○ 瀬口部会長代理

ないようでしたら、それでは、審議に入ります。

前は具体的な金額の提示とその根拠をお聞きしました。

まず、労側からは、2024年度の鹿児島県最低賃金の引上げ率、2023年度との差額、新卒初任給における現状及び求人における募集賃金額の現状等の説明があり、今年度の地域別最低賃金の引上げ率6.24%から算出される59円の引上げを求めたいとのことでした。

一方、使側からは、自動車業界の現状等の説明があり、鹿児島市の今年の1月から8月の消費者物価指数の前年同月比の加重平均の2.55%での切上げを根拠とし、25円の引上げが提示されたところです。

平場での審議の後、個別協議も行いましたが、一旦、持ち帰って再検討いただくということで、前回の審議を終了しております。

現在のところ、金額的には34円の開きがあります。

産別最賃は、まず一つ目に、労働者のイニシアチブによる合意に基づいて決定していくものであり、全会一致で決議すること。そして、二つ目に、年内発効を目指すことを申合せておりますので、本日は合意できますよう、労使各側の御協力をお願いします。

それでは、労使各側から追加の主張や先ほど事務局から説明された他局の結審状況なども踏まえて、前回以降に御検討いただいた金額を発表していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、労側からお願いいたします。

○ 白石委員

労働者側の白石です。よろしくお願いたします。

自動車のほうもですけど、昨日、自動車総連の鹿児島県の役員におきまして、今回の特賃のほうも説明しまして、自動車業界の事情といたしましうか、働いている仲間の声を私も一緒に聞きながら今年度の改正について、仲間のほうに理解いただいたことと、そして、助言などいろいろいただきまして、やはり労働者側としては、自分の働いている産業、そして、会社にやはり愛社精神があるということと、改めて特賃があるというようなことで、自分のところの産業を今まで以上に盛り上げていきたいというようなことは、参加者、皆さんからも全て声が上がったということでしたので、それに伴って本日は追加資料ということで述べさせてもらいたいと思います。

皆様方のほうには2冊というか、説明のほうと追加資料というようなことで。

まず、はじめにと書いてありますけど、まず地域別の最賃と特賃というようなところで、意味合いが違うというようなことで、改めてちょっと申し伝えたいなということで最初に書かせてもらいました。

最低賃金法という法律は、賃金の最低額を保障されています。使用者は雇用者に対して、

決められた最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと。また、正社員、契約社員、派遣社員、パートなども含めて、呼称に関わらず、また国籍にとらわれず、つまり最低賃金制度というのは日本で働いている全ての人の最低限度の生活を保障するためのセーフティーネットでありますよということです。

そして、最低賃金の改定に関しては、最終的には、地賃のほうですけど、県的生活保護費を下回っていないかというようなところで決定されるものだと。今年もこれに伴って決定したというようなことであります。

地賃と違いまして、特賃はというようなところで言いますと、地賃のほうは賃金を底支えするための仕組みであり、あくまでも最低生計費ですね、これを保障するための社会的な仕組みですよ。高生産性産業を維持するための賃金水準支えの役割ということではありませんよ。

改めてですが、2007年の最低賃金法改定のときに、労働政策委員会において、特定最賃は労使のイニシアチブによって設定され、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完する。また、安全網としての別の役割を果たすというようなことで記載されております。

今まで述べたように、特定最賃は労働運動の歴史の中で、その発展の中で当該産業の労使がイニシアチブを発揮しながら、公労使合意の下で今までやってきたというようなことだと思っております。

また、当該産業内において賃金低下に歯止めをかけることで、労働者の安心を確保しつつ、経済全般の発展に寄与することができる。また、昨今の人材不足において、産業のイニシアチブを設けるということで、魅力ある産業づくりのきっかけとなると。加えて、未組織労働者に対する均等・均衡処遇の実現の足がかりとなってくるというようなことで、改めて認識を同じにしたいかなというふうに思っております。

この取組について、まず別冊資料1、金属産業の資料を開けてもらいまして、金属産業が、どういう取組をしているかというようなことで。

金属産業のこれが今年度版になりますけども、金属産業の労働の価値にふさわしい企業内最低賃金と特定最賃をというようなことで、これは全国のパフレットですけど、ここの中でも、都道府県ごとに決定され、全ての働く者に適用される地域別最低賃金と特定の業種や職種に適用される特定最賃があるということがまず書かれていまして、その中の中段のグラフのところにも金属産業、これは自動車も含まれますけど、付加価値に合った人件費と水準というようなところで、1時間当たりのところで水準がちよっと合わないなど。そして、右側のほうには、金属産業の労働にふさわしい水準に特定最低賃金を引き上げるというようなことで、この役割として産業の魅力を高めて、人材を確保することで、産業の競争力を高めるという好循環のサイクルを構築するというようなことで書かれております。

下のほうは、1回目のときに皆様方にお配りした表の中身なので、そこは省かせてもらいたいと思いますけど。

やはりこのところで、3ページにございますけど、上段の右側、特定最賃における役割ということで、同じ産業で働く仲間の賃金の底上げというようなことで、そこにも同じようなことを書かせてもらっております。

次に、別冊資料2、2024の初任給、ハローワークの賃金というようなことで書かせてもらっておりますけど、これは6ページのほうにあります。

このところを重要視したいということで、資料のほうを改めて添付させていただきました。

上のほうから令和6年卒業ということで、これは鹿児島労働局のホームページから中学女子の今年の初任給が15万円、そして男子が16万円と。以下、高校生の男女というふうになっております。

前回は説明をいたしました、法定労働時間173.8時間。そして、鹿児島県の毎月勤労統計調査で令和5年度の5人以上で働いているというところの上限が155時間。そして、5人以上の平均が129.3時間。30人以上の平均が133.4時間というようなことで、労働時間で換算しまして、時給換算をしております。

そのときに中学の女子が時給換算したときに、法定労働時間でいいますと、863円というようなことでありますが、この863円で働かせますと、最低賃金を割っていますので、この募集金額のこの時給であれば、法令違反になります。ということは、173.8時間働いていないということが、この数字でも表れているのではないかと考えております。

その上限平均というようなところを見た場合、155時間で働いた場合に、中学女子が968円、そして、男子が1,032円、高卒が1,200円、女子が1,161円というふうになります。年収は中学女子が180万円、男子が192万円、そして、高卒が223万円、女子が216万円というふうな形になっております。

そして、前回お示ししましたが、ハローワークの自動車の営業というようなところで、ハローワークに募集しておる金額を同様に換算した場合に、A社、B社のほうが同様なランクで、1,265円。C社が1,258円。そして、中古販売にはなりますけど、D社が1,290円というふうになります。

ここで見た場合に現状の時給というようなことで、945円から1,004円までとなっておりますけど、昨年が945円、そして、953円というのが今年度の地賃の金額になります。970円というのが、1回目の使用者側の金額になります。

そこで、この時間で割った場合に、15万円というようなところを見ますと、15万円ぎりぎり、ちょうど中学生女子と一緒に初任給になると。1,000円の場合が155,000円と。時給が1,004円というようなところで見ますと、155,620円というふうになっております。

我々が主張しました引上げ率の6.24%が1,004円でございますので、1,004円とした場合にも、やはり低くなっているというようなところで、やはりこの970円というようなところで見ても、高卒女子の金額より少し高いぐらいと。そして、高卒男子に比べても、200円ぐらい低くなっているというようなところが、新卒者との今の金額の違いではなからうかというふうに思っております。

特定最賃のこの金額で見ると、その下限が中学を卒業した女子と同じぐらいのレベルなのかと。やはり特定最賃があります自動車においては、優位性を発揮したいというようなところでいうと、ちょっと時給額がかけ離れているのではないかというようなことで提示させてもらっております。

次に使用者側のほうが前回、消費者物価の指数というようなことで言われましたので、鹿児島市の消費者物価指数、これは県のホームページからですけど、令和6年8月のデータから抜き取っております。

まず、今年度の地域別最低賃金についての3要素ということで、3要素に考慮しつつ、引上げにおいては、重視すべきは消費者物価を一定程度上回る水準が必要であって、賃金の上昇率が増加傾向にあることと、地域間格差の是正を引き続き図ると。

その中で、3要素のうちの労働者の生計費を重視したものであり、特に消費者物価については、持家の帰属家賃を除く総合に加えて、頻繁に購入する生活必需品を含むところの上昇も勘案をするというようなことで、今年度の鹿児島県の地賃のほうも、これを踏まえた上で56円というようなことで決定した経緯がございます。

その中で10大費目の動きについてということですが、総合指数が107.9ということで、前月比の0.7%。そして、前月同月比が3.3%。

隣に6年の5月というようなことで記載をさせてもらっておりますが、鹿児島県の地賃を決めるときの資料となったのが、5月のこの指標になります。やはり5月のときに決めたとよりも、現在8月時点、3か月たちましたが、5月よりも総合指数が1.4増、そして食料品でも1.7、そして水道・光熱では7.0も増えているというような形で。同じように、家具のところでは3.7、教養・娯楽で1.9というようなことで、全体的に増加傾向にあるというようなことでございます。

また、前年同月比で比較していきますと、1月から8月まで記載をしておりますが、総合でも増加傾向と。そして、持家の帰属家賃を除く総合というところでも、1.4%から3.8%、倍以上になっていると。そして、食料品も、3.7%から4.5%というふうになっております。

水道光熱費におきましては、マイナスからのスタートが今8月時点で18.9%と。そして、生鮮食料品におきましては、1.5%から18.8%まで伸びているというようなことになっております。

また、中分類の消費者物価指数というようなところで言いますと、野菜・海藻というよ

うなところが、現時点の8月で120.2、生鮮野菜が124.0、果物が124.6というような。電気代も、117.4というような形で、相当物価というか、指数も上がっているというようなことになります。

やはりここに目を向けますと、ある程度の金額の引上げでないと、というようなことを感じております。

皆さんのほうには、資料ナンバー3というようなことで、鹿児島市の消費者物価指数のほうを、今、説明しましたが、9ページのほうで鹿児島市の8月の消費者物価指数が107.9というようなこと。そして、食料が117.6、光熱費が114、家具のところは116というような形で、軒並み上がっているというようなことで、今、実際、鹿児島県のホームページから出ているものを記載しております。

なお、10ページには、前月比というようなことで、前月比よりも食料品は、プラスの4.5%と。そして、水道光熱費においては18.9%になっているというようなことで、この分が次の11ページのほうに記載をされております。

今の説明で12ページのほうの令和6年度の消費者物価指数の総合というようなところから見ると、1月からずっと上がっていきまして、8月が107.9というようなことで、増加傾向にあるというようなことが、見てとれるものではないのかなということでお示しております。

同じように、中分類、そして全国のというようなところで記載をされておりますが、22ページになりますと、これが中分類のところということで、鹿児島県の地賃を審議するときに、消費者物価と頻繁に買うというようなところで、頻繁に買うというか、食べ物、口にするものだろうなということで見ますと、食料品が8月のときで117.6。7月が115.8から117.6と、軒並み食料品に関しては、指数が上がっているというようなことが見てとれます。

そして、光熱・水道になりますと、昨年8月が96.6であったのが、現在114.9というようなことで、消費者物価指数も相当上がっており、平均ではなくて、ずっと上がっていますというようなことです。

次に、24ページからで、これは参考資料ということで表紙がついていますが、これは鹿児島県の最低賃金を決めるときに労働局からいただきました、専門部会で協議させてもらったときの資料になります。

この中で先ほど言いました消費者物価と伴って頻繁に購入する部分を考慮するというようなことで地賃のほうが決まりましたので、ここで見ると、25ページのほうに、労働局のほうからの資料になりますが、消費者物価指数の前年上昇率は、鹿児島市で平均が2.6%あったと。全国が3.2%、そして、Cランクでは3.5%、鹿児島が2.6%というふうにはなりますが、次のページを開けてもらいまして、26ページを見ると、これはCランクのところの物価上昇というようなところで見ると、鹿児島は、持家を除くでいきますと、2.6%。

そして、生鮮食料品が、ほかのところの青森、盛岡など他県と比べると、12.3%で、生鮮食料品が上がっていると。

そして、次の27ページの消費者物価指数で頻繁に購入する品目を労働局のほうでお力を借りまして、調べてもらったものが、黄色のほうになりますけど、5.4%上昇しているというようなことで、これらの資料を加味しまして、今年度の鹿児島県のほうの地賃を決定したというような運びになります。

鹿児島県の地賃の話ではございますが、消費者物価というようなところから使用者側が言われましたので、地賃を決定するときの消費者物価指数をどのように参考にしたかというようなことを説明させていただきました。

そして、次は29ページになります。この29ページのほうは、厚生労働省が出しております令和5年度の賃金構造基本統計調査というようなことで、都道府県ごとに年齢階級別に決まってというようなところで、鹿児島を抜き出したものでございます。

男女計でいきますと、10人以上が、所定内賃金が268,300円と。1,000人以上になりますと、293,000円。以下100人から999人というようなところで、男女計とですね、男子、女子の年代別の合計を記載しております。

ここの中で合計のところの19歳までというようなところで見ますと、10人以上といいかすか、全体で201,700円というようなところになってきます。一番低いところで、合計で192,900円。そして、一番下の女子のところていきますと、19歳までのところていきますと、193,700円というような金額が出ております。これが鹿児島県の統計になります。

31ページのほうになりますと、同じく令和5年度の賃金構造基本統計調査から出しておりますが、今度は短時間労働者の賃金になります。

これが男女計、そして男子、女子というようなことでいきますと、企業計のところて10人以上というようなところで見ますと、男女計で、時給で1,119円、1時間当たりの給与というようなことになっております。男性を見ると1,208円というようなことで、女子が1,087円。これが平均になります。

そして、この平均の中の中段ぐらいのI、卸売業・小売業というようなことで、Iのところて自動車産業のほうは入りますので、ここの中には小売業ですので、自動車販売以下、ほかにスーパーだとか百貨店だとか、その辺の小売のほうも入った業種の金額にはなりますが、そこで見てみますと、やはり10人以上のところの平均でも1,023円と、そして、1時間当たりの男子で1,068円、そして、女子が1,009円というような形になります。

同様に1,000人以上、そして100人から999人というようなところを見ましても、やはり1,000円から上がっておりますし、これが時給換算というか、短時間労働者ですので、時給で働いている方の賃金の平均というようなことになります。時給換算はされておりますが、自動車産業におきまして、この業界、なかなかパート・アルバイトさんという雇い方ではなく、社員でというようなことです。これを月給換算したというようなところでやら



ないといけないのではないかというふうに思っております。

最後に、帝国データバンクの直近のもので、9月9日に出了た鹿児島支店のほうで、人材不足に対する鹿児島県内の企業の動向というようなことで発表されておりますので、それをつけてみました。

正社員の不足を感じている企業は54.7%ということで、3年連続で50%を上回るというふうになっております。人手不足は今や企業の経営にとって最重要の課題の一つと言える。有効求人倍率の低下や就業者の増加、そして、緩やかな改善を示す傾向が見られるものの、雇用のミスマッチもあり、人手不足倒産は過去最多ペースで推移しているというふうなことも記載されております。

また、33ページにおきましては、人手不足の業種別というようなことでいいますと、小売業は、2022年の7月が46.2%から昨年の7月が50.0%、そして今年の7月が55.6%というような形で、業種別ではパーセントが上がっているというような形になっております。

そして、非正規の部分におきましては、30.0%だったのが、昨年は50.0%。多少は軽減しておりますけど、37.5%というようなことで記載されております。

今後の見通しというようなことで34ページのほうに書いてありますけど、ピンクの線を引いておりますが、労働市場の流動化が進めば、より魅力のある企業へ労働者が移動を活性化し、労働者から選ばれる会社としての勝敗がこれまで以上に鮮明になるだろうと。業界を問わず人材の流出を防ぐには、自社でしか得られないスキルや経験、給与水準の差別化は欠かせない。企業にとって最も重要な経営資源といえる人材の確保、定着に向け、企業の人事戦略は、というようなことで書いてあります。

やはりここの中でも書いてありますように、企業にとって最も重要な経営資源といえる人材の確保、そして定着というようなところで見ますと、やはり自動車産業で働いております仲間の賃金を含めたところを上げていくと。

そして、特定最賃が鹿児島の場合、今、自動車が残っていますので、この優位性を労使で再確認していきながら、今後の自動車産業をどうしていくのかというようなところを加味した中で、今回の特定最賃のほうで、引上げのほうをお願いしたいというふうな形で思っております。

昨日の会議の中でも出たのですけれど、やはり水準というようなところで、実際金額で見ますと、やはり自分たちの働いている水準というようなところで見ると、中卒ぐらいなのかというような意見も出ましたけど、やはりそれ以上のものを自動車産業はとっていかないといけないのではないのかというようなことで、皆さんの声をいただきましたので、前回に続きまして、今度の改定につきましての補足というような形で説明させていただきました。

以上です。

○ 瀬口部会長代理

御確認なのですけれども、今、いろいろ資料で細かく説明していただきましたが、前回以降に御検討いただいた新たな金額の提示というのは、先ほどの主張の中でなされましたか。

○ 白石委員

していません。

○ 瀬口部会長代理

分かりました。

具体的に前回以降に再検討いただいて、今回新たな具体的な金額の提示というのはございますか。

○ 白石委員

我々としては、前回、率が一緒というような形で6.24%の59円というようなことを1回目提示させてもらいましたが、やはり目標としては、誰でも1,000円というようなところと、リビングウェイジの鹿児島県の1,020円というようなところも加味しまして、この影響率、そして、未満労働者というような数を見まして、57円の1,002円で2回目のほうは提示したいなということで思っております。

○ 瀬口部会長代理

57円。はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に使側から追加の主張も含めて、再検討いただいた金額等を発表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 中村委員

中村です。

白石委員、いろいろと勉強になるデータを準備していただきまして、ありがとうございます。

まず、我々の提示額はまだ変わっていないということが最初でございまして、あと、今いろいろ御説明いただいた中での質問もしてもいいですか。

○ 白石委員

はい。

## ○ 中村委員

まず、最後に中学校を卒業した方と我々の産業で働いている人が同じ水準なのかというようなことに関しては、多分いろいろ見ていくと違う部分もあると思うので、単純にそれを比較して、自分たちが低いというふうに、労側のほうも、そういう認識じゃなくて、特に各販社というか、代表している委員の方もいらっしゃると思いますので、しっかりそこは現実を見た上で、いろいろ皆さんが誤った理解をしないように、ぜひ心がけて適切な周知をお願いしたいと思います。

私も、だから、今、言ったのが全部合っているのか、間違っているのかもよく分からないので、ぜひもう一度よく見ていただければいいなというふうに思いましたというのが一つと。

金属産業自体は、これって大きな産業でもあるし、この特定最賃でこの金属産業に対してやっているというところは、働いている人たちがやっぱり、特に直接的に作業しているというか、直接的に仕事をしている人たちの給料をしっかりと確保したいという意図があると思いますので、これはこれでしっかり意味があるのかなと思っています。

その上で、我々の自動車小売でいう話をしているのは、当然メカニックあるいは営業の採用等々については、多分ここで先ほどハローワーク求人等が出ていますけど、多分これでも、採用できていないというふうに思うのです、現実には。

なので、実際はこれよりももっと高くないと、実際、先ほどの採用難による人手不足による倒産等々があるので、現実には、これはハローワークに出ているかもしれないですけど、これで採用が順調に行われているかということ、そうではないと思います。

特に営業職やメカニック等は、これよりも当然高い水準でいろいろなことがされているというふうな我々は認識をしています。

一方で、いつも話をしているのですけれども、特定の自動車の小売あるいはサービス、整備に関する以外のところで特殊性を持たない業務については、そこをこれと同じように上げると、当然それよりも社内で、あるいはその中で技術を持っているから、あるいは特定のスキルを持っているからこそ給料は差別化されて、同一労働だったら同一賃金じゃないといけないというのは当然だと思うんですけど、我々の中では当然、特殊な技術を持っている、資格を持っている、あるいは営業の保険の資格を持っている、何を持っている等々を含めて、その中での給与格差というわけじゃなくて、給与を支給する決め方というのがいろいろあります。

ただ我々、これが今この自動車小売の最低賃金が影響するのは、やはり、事務職の一部の方など、特定の技術を有さなくてもよい職種であるとか、この最低賃金の対象内にはなるのだけれども、自動車小売としての特別なスキルが要らない職種に関してが、最終的にはこの協議が一番影響してくると思うと、そこ自体は、前から言っているとおり、県の最低賃金に収斂するのがいいのではないかと。

一方で、我々それぞれの自動車小売に関する特定の技術を要している者に関しては、それぞれの組合の方々に聞いてもいいですけども、当然差はあるというのは当たり前だという認識をしていますので、そこはそこで人手不足倒産も我々も避けなきゃいけないですし、社員の人たちのやっぱり給与水準はしっかり上げていかなきゃいけないというふうに思っていますので、それはそれで我々もそれを加味した上で、今回の提示をしたというふうに思っています。

あと、物価水準については、当然上がる月もあれば下がる月もあるので、特定の月だけを見て、こんなに上がりましたかと言われるのもよく分かるんですけど、そうじゃない月も当然あるので、これというのはやっぱり何か月か、半年ぐらいの平均を見てやるべきのかなというふうに思っています。

ただ、我々も当然それは見えていますので、それは毎年の春闘を含めて、賃上げの中でしっかりそれを加味してやっているというふうに思っていますので、そういうふうに御理解をいただけたら、うれしいなというふうに思いました。

以上です。

#### ○ 瀬口部会長代理

ありがとうございます。

それでは、今のところ、お話をお伺いして、労側がプラス57円、使側は前回と同じ25円ということで、まだ32円の開きがある状況です。かなり開きがあるというふうに私は認識をしております。

基本的にはこの場は全会一致という形で調整していかないといけませんので、この平場でさらにもう一度主張しておきたい、あるいは先ほど意見のちょっと交換もあったと思うのですけれども、それについて何かお話ししたいということがございましたら、どなたからでも結構ですので、御発言をいただきたいと思います。

#### ○ 白石委員

白石です。

中村委員、ありがとうございました。

ちょっと誤解がないようにというようなことで、私が言った6ページですね、鹿児島県の毎月勤労統計調査からいっている表の中学卒業のというようなところで言っているのは、中学卒業したときの鹿児島県の黄色のところですけど、ここのところが時給換算すると968円だよということと、そして、時給の今度の特定最賃の金額でした場合に、今、主張されている970円というようなところを見ると、2円しか変わらないのではないのでしょうかと。これだとその特定最賃を比べる比較が自動車産業の一番下が中学卒業の女子と2円しか変わらないところに位置しますよということと言いたかったということで、水準自体が中学

女子のところにあるという意味合いでは全くございませんので。

970円がというこの金額でいうと、970円と968円と2円しかありませんよと。中村委員が言わずとしていることは分かるのですけれど、特定最賃の小売で技能を持っていない人間がということで、技能を持っていない人間の最低賃金が特定最賃、自動車であればという話になります。

その中で、自動車産業の今、自動車総連で働いている方は労働協約の中でもらっておりますので、営業であれ、整備であれ、受付、そして事務の方であれ、労働協約でこちらに今回提出したところの最低金額は1,060円になりますので、1,060円以下では自動車産業の人たちは働いていないと、労働協約の中で見ると、働いていないという数字でこちらのほうはなっています。

ですから、1,060円以下で働いている自動車総連の会社はないということ。ですから、総連の中で全く技術、ちょっと言葉が悪いのかもしれないのですけれど、一番軽い仕事をしている人の最低限の金額が1,060円ですよということなのです。

それとは別に自動車総連に入っていないところの金額を今、自動車自体で上げようということで、今、取組をしているところなので、同じ産業で働くというようなことでいいますと、同一労働同一賃金も含めまして、例えば総連のほうで1,060円であれば、1,060円にちょっとでも引き上げたいというようなことで、主張をさせてもらっているということなのです。

すいません。今の最低賃金のレベルが自動車産業で働いている人は中学卒業のこの金額と一緒にだというような話ではございませんので、そこは誤解のないように。

付け加えて言うのであれば、その中学卒女子の初任給が150,000円というようなところで、そして高校卒男子が、186,000円というようなところで見ると、我々が最初主張した1,004円というようなところで見ると、これを時給、時間換算を月給にしたときが1,004円の場合が155,620円と。これでもまだ鹿児島県の令和6年卒業の高校卒女子の180,000円にも足りませんよねというようなことで、引き上げていかないといけないのではないのかというようなことで、述べさせてもらっておりますので、よろしく申し上げます。

○ 瀬口部会長代理

中村委員、何か確認することはございますか。

○ 中村委員

はい、理解しましたので、御説明ありがとうございました。

○ 瀬口部会長代理

ほかに御意見や御確認したいことはございますか。

○ 白石委員

ここの資料には出してはいないのですが、今、全体的に自動車総連の企業以外というようなところの企業も含めてですけど、私のほうで分かるだけで、ホームページのほうで各社のホームページに記載があった初任給というようなところで調べてみました。こちらのほうにありますけど、初任給でいうと、E社が一番低いところで整備を含めて201,900円。そして、F社が170,000円。そして、G社が164,700円、そして、H社が230,000円。そして、I社が整備で185,700円、そして、J社が210,700円というようなことで。

やはり全体的に自動車産業は初任給も高いというか、令和6年の高卒のところというようなところと比較しても、ちょっと記載の中で高卒・大卒だというような記載がないところもあったのですが、その下限というようなところで調べてみたら、これぐらいだというようなことです。やはりそれに向けてやっていかないといけないのではないかと思います。

すいません、補足でした。

○ 瀬口部会長代理

私から1点ちょっと御確認したいのは、ごめんなさい、2点ですね。

白石委員が最後のほうでおっしゃったお話は、これは整備士の方のお話ですか。それとも事務職員とかのお話ですか。

○ 白石委員

事務職員と分けてあるところと分けてないところがあったものですから、分かる範囲で言いますと、E社の整備、これは大卒になるのですけれど、大卒で215,500円、整備で207,000円ですね。

あとは、H社とかはですね、営業職だとか整備職だとかというようなところは記載がなかったもので、全体の入社としてというようなことになろうかと思えます。

○ 瀬口部会長代理

分かりました。

それから、先ほどの自動車総連のほうの1,060円以下で働いていないという人たちも、それは事務職員の方も含めたお話として理解して良いですか。

○ 白石委員

はい、そうですね。それは1回目のこちらのほうの労働協約のところでの申出によってというようなことです。第1回の自動車の専門部会の資料のところの申出をした項目

2のところでは、これはもうこの金額でというようなことで、申出のほうに労働協約上の最も低い額が1,060円と。次のページにありますけど、7社がここの中で労働協約上で結んでおります最低賃金が1,060円と。

ここの中には営業だとかということは含まれずに、受付、男女関係なく、一番低い金額でこれ以上、1,060円以下で働かせてはいけませんよというのを労使で結んでいるということになりますので。ここの中から私が言った1,060円以下では働いていないのだということです。

○ 瀬口部会長代理

今、申出書を実際に見ましたので、理解できました。ありがとうございます。

ほかに御意見や御確認したいことがありましたら、遠慮なくどうぞ。

小原委員、どうぞ。

○ 小原委員

今日も大分、入念にいろいろなデータを見せていただきまして、本当に勉強になっております。

ホンダ系の販社を拾っていただいています、県内11社あるうちの10社、弊社も含めて労働組合がない未組織というふうになっています。弊社の場合は、社員間の賛同が得られなかったということで、そういうところにあるのですけれども。

今日お集まりの皆様方がやっぱりこういうことで、ホンダ系も拾い、未組織のところのことも考えてお力添えいただいているということに、心から感謝を申し上げたいと思いますし、そういうところが同じ経営者同士の話は分かりますけれども、違った視点で、そういう御意見をいただけるというのは非常にありがたいですし、勉強になっております。

ホンダ系のところでも初任給とかというところでいくと、大分上回っているということも分かりました。

ちょっと教えていただきたいのですけれども、資料5のこれは29ページに賃金構造基本統計調査ということで、これは年間賞与を含んでいらっしゃるのでしょうか。

○ 白石委員

これは含んでいなかったと思います。

これは、厚労省が出しておりますそのホームページから入っていきまして、賃金構造基本統計調査ということで、これだけではなくて、全産業の都道府県別だとか時給だとか、パートさん並びに外国人だとか、全てが集計に入っている、データ上で言えば、イースタットと表現されています。その中から都道府県別にデータがありますので、その中から鹿児島を拾ってきたというような形になります。

最賃の時には、Cランクの同じ県の中で10人以上とか5人以上とかというようなところの比較で資料を作ったりということになりますので、これはこのほかにこの決まって支給する金額のところに、労働時間だとか休日だとか、労働者数だとかというものが入っています。

○ 森川労働基準部長

所定内給与とは、基本的に基本給のようなものと考えていただいて、この決まって支給する現金給与とは、それに加えて各種手当、決まって支給することとされている手当などが含まれているということなので、いわゆる賞与・ボーナスというのは、決まって支給するものではないものですから、ここには入っていないということになります。

なので、また別途、賃金構造のところには賞与額の平均も公表しているので、年収ベースで出す場合は、この決まって支給する給与を12倍して、賞与を足して大体年収にするという計算がされるということになってございます。

以上です。

○ 小原委員

小原でございます。ありがとうございます。

そうしますと、資料2と同じ考え方と捉えてよろしいということになるかと思いますが、間違っておりませんか。

中卒の女性の方、中卒の男性の方、高卒の男性の方、高卒の女性の方という初任給をお示しいただいて、それをまたいろいろな視点で解説いただいたものですが、これと同じ視点ということになるのではないかと思うのですが。

○ 白石委員

視点的には一緒ですね。一緒ですけど、資料2のほうは鹿児島県の初任給というか、初任給が時給換算されていないので、この時給換算したらこれぐらいで、自動車の特賃との比較でつくったもので。そして、資料5は鹿児島県の全体の平均で、年齢別に入っている、19歳までというようなところに高卒の初任給だとかというようなところは含まれてはいると思うのですが、年齢別に見たときに、採用自体が19歳からですけど、70歳まで載っていますけれど、最賃の場合は70歳以上という方も引かかりますけれど、特賃の場合はこの年齢制限のほうもありますので、70歳とかここは引かかっていないというようなことになりかと思えます。

○ 小原委員

ありがとうございます。



○ 松本委員

公益委員の松本です。

ちょっと細かい数字のことではなくて、そのバックグラウンドといえますか、お話を伺っていて、少し予備情報として教えていただきたいのですが、自動車総連加盟組合のある企業ではないところで働かれている専門職ではない事務職などの方々ですね。御説明あったように、同じ企業内でもいろいろな職種があって、スキルの能力、特殊技能の必要な職種に関しては、平均以上の給与を実際払っているし、そうでないと人が集まらないという実情があるということも重々承知します。

そうしますと、総体的に低い賃金で今、採用されている方々というのが焦点になるのかなというふうに考えました。冒頭、労側のほうから指摘がありました。この地域の最賃と違って、産業別というのは、生産性を維持するというような表現があったかと思うのですね。その一つが確実に人材を採用し続けられるような賃金水準を提示できるかという、人手不足をいかに解消できるかというのが焦点になるのかなというふうに思うのです。

そうしたときに、整備士さんや営業職の方はちょっと先ほど伺って分かったのですが、事務職などの、加盟組合があるところは1,060円ということでしたけれども、加盟されていない企業さんはそれ以下に今あるのかなと思うのですが、そうした企業さんにおける事務職の方々の採用に当たって、人手不足で苦労されているのかとか、それとも、1,060円以下であっても、順調に必要な人員というのは確保できているのか。

その辺り、まずは使側からなのですが、労側からも何か情報がありましたら、教えていただければというふうに思います。

○ 中村委員

中村です。

ほかの業種と変わらないような仕事であるとする、採用するためには、当然県の最賃以上であり、かつ今のこの自動車の小売の最賃以上で採用しているというのが当然事実だと思います。

その中で、今の時代、人手不足というのは当然あるので、それは時には給料、時給であり、月給であり、上げる場合もあるし、我々どこの会社もそうですけど、やっぱり当然ここになかったボーナスの話であるとか、あるいは福利厚生、いろいろここには直接出てこないような支給があるわけで、そこを各社が努力をしていないと当然人は集まらないし、そこは相当どこの会社さんも苦労しているのではないかというふうに思います。

ただ、それがこの最低賃金のところだけで判断するというわけではないと思うので、それはここにも育てる、生産性のアップもいろいろな、今どきだとAIも含めていろいろな形で生産性を上げるような仕事はゼロではないので、そういうのは社内で努力している

のではないかと思います。

○ 小原委員

小原でございます。

中村委員がおっしゃられたところと同じなのですけれども、実際そうですね、おっしゃられるとおりに、全社のことは分からないので、イメージしながらのところがあるのですが、実際ほとんど存じ上げている同業ディーラー系だと、ここのお話というのは、初任給ではなくて、非正規の皆様、パートタイマーの皆様、この方々のところが大きいのだろうなと。ですから、そこも非常に大事だというふうに思っております。

1,060円でなくても採用できているかというのと、職種によります。整備業はもう全然です。営業も全然です。これはもうはっきり各社さん、今、中村委員がおっしゃられたとおり、苦労されていらっしゃるのかなというふうに思います。

○ 松本委員

すごく単純な話。例えば1,060円というのが一つの目安にあった際に、事務職なりの方を採用したいというときに、1,060円以上うちは払うので採りやすいけど、うちは必ずしもそういう協約があるわけじゃないので、なかなか集まらないというような、そういう違いというのがあるのだとすると、やっぱり人手不足解消でなるべくこの業界にしっかり人を確保する上では、1,060円に合わせろということではありませんけれども、ある程度その以下のところについては、引上げというのが人手不足解消の目的としては、出てくるのかなという、ちょっとそういう感想を持ったのですが。

かなり事情は複雑だなというのは理解をしました。

○ 中村委員

中村です。

今、言ったように、小原委員からもありましたけれど、メカニックであり、営業職であり、それは自動車の販売店の仕事だという認識をして入ってくるし、それなりに資格とかスキルがないと仕事ができないので、それよりも当然高いです。

あと、一部ショールーム的なところで接客する中でも、やっぱり商品知識がないとできなかつたりするので、そういうところに関しても、多分、ある程度の、給料でないと、当然採用できないというふうには思っています。

一方で、それ以外の、何かちょっと語弊があるかもしれないですけど、我々にとっては社員は社員で大事なのですけれども、特殊なところが要らないものに関しては、当然それより、スキルを持っている人たちというか、そういう職種の人たちがここだとすると、やっぱりここよりは若干の差がないと、逆に言うと、この人たち、こちらのスキルを持っ

ている人たちが、ここになぜ差がないのだということに対しての不満は当然持つ事となります。

なので、そういう意味では一定の差が必要だし、例えば小規模だったりするところは、本当に人手不足もあり、上げることも難しい中で、やっぱりかなり厳しい経営に陥っているというふうに思います。

なので、やっぱりそれはほかの業種との競争にもなるので、我々がより魅力的なところを発信しないといけないということだと思えます。ただ、それが産別最賃の差だけが、そこになるのかなというふうにはないと思っております。

我々は上げることには努力は当然していきますけど、ここをこだわり過ぎるのは、やっぱりもうこの世の中の動きとして収斂していてもいいのではないかというのが、いつも私が言っていることです。

例えばこれは当社の事例ですけれど、洗車のスタッフについては、誰もが意味、少し練習すればすぐできるようになるのですけれど、ただ洗車にも技術的に研鑽が必要な段階があり、いろいろお客様からその商品によってお金をいただけるケースがある。あるいは、そういういろいろなことをやるに当たって資格制度を採用しており、溶剤とかいろいろなものを支給する会社さんがあるので、その会社さんが定めた資格を取ったり、取得後社内の日常業務で、資格取得で得た技術の習得に励み、独自で勉強し自己研鑽を行いステップアップした人には、当然最初に入ってきた頃よりは、あるいはそういう技術を持っていない人と比較すると、差をしっかりと設けて、継続して、すぐ何か短い期間で辞めるのではなくて、長期間雇用ができるようにというような努力は、多分各社もいろいろ、うちみみたいなケースだけではないと思っていて、そういうことは多分やられている。そうしないと結果的に生き残れないということだと思えますので。というふうに思っています。

## ○ 白石委員

すいません、白石です。

全体聞いておりました、ハローワークの募集とか、皆さんのほうに提示させてもらいましたけど、正社員の募集はあるのですけれど、自動車でいえば、パートさんってほとんど出てこないのですよ。パート・アルバイトの時給換算での募集というのはほとんど出てこない。整備にしても営業にしても、ほとんど募集が正社員だとか契約社員という募集しか出てこないです。

よく最低賃金で使う私の資料というか、私が使っているのは、パートさん・アルバイトさんの時給のところを見に行っているのですけれど、ここには出てこない。やはり職業柄、社員で雇っているというような業態なのだろうなというふうに思っているのが、ハローワークの情報に載っているのかなというふうに思っております。

もう1点、最初に述べさせてもらいましたけれど、中村委員とちょっと違うところは、

最低賃金に任せればいいということですが、私が最初に言いたかったのは、最低賃金というのはセーフティーネットなのです。最終的に決まるのは、生活保護とどうなのですか。これよりも高いところで生活に困らないようにするのが最低賃金です。生活者を守るっていうのが。法律に定められている最低賃金で、これは必ず都道府県、絶対あるものです。

でも、特定最賃というのは、その企業がイニシアチブを取りながら、その産業をどのように魅力を上げていくのかっていうようなところが論点になろうかと思います。生産性も含めてですけど。

その中で私がちょっと誤解のないように言いますけれど、自動車産業の最低賃金というか、特定最賃の金員が地賃と一緒にということは、その自分たちの社員を最低賃金のセーフティーネットの金額に据えていいのですかということとを述べたいというか、もっと上のところで安心して暮らせる地賃の金額より上げていかないといけないのではないのかと。だから、比べるところの上位のところが変わりますよねと。

その最低賃金というのは、もう生活させるためのセーフティーネットですよ。自動車産業の一番低いところが最低限の生活をさせているところのセーフティーネットのここに近くていいのですかと。

やはり自動車の産業を高めたいというのであれば、ある程度の差別化したような優位性を持った、そのための特定最賃が鹿児島県の中で言えば、唯一ある。その中をいかにして自動車産業を盛り上げていく。で、自動車産業から県を盛り上げていくというような形で、やはり人口流出の中で、地方から東京だとか、そこに入って行く。

今度、高齢化・少子化の中で、県内の限られた人間をどのようにして自動車産業で働いてもらうかというようなことも考えながら、その中には賃金もあったり、そして、中村委員の言われた福利厚生です。その辺も全部ひっくるめた上での産業自体を上げていかないといけないのかなというふうに思いますし、同じ産業内で働くところで同一労働同一賃金というところも踏まえながらですね、やっていきたいなというふうに思っております。

#### ○ 中原委員

労働者側から中原です。

まずもって7月の23日に申出を提出させていただきまして、この場をつくっていただいたことにお礼を申し上げたいなというふうに思います。

昨日、私も自動車総連の議長を仰せつかっておりますので、幹事会を実施しました。白石委員にも参加いただきまして、また特賃の状況も含めて、みんなで協議したところではあるのですが。

そもそもこの産業の魅力向上ということで、特定最賃というものに取り組んでいるので

すが、今までの労使の積み重ねでこういう場を設けていただいていると。お隣の宮崎においては、今年は必要性なしというふうなところではありましたが、非常に大事な取組なのかなというふうには私は思っております。

この労働局が出していただいている最賃のこのチラシのほうも地賃は出ているのですが、電子部品とかデバイス、もともと白石委員が所属されていた百貨店とかというのは、以前はあったけど、必要性なしというふうなところで協議できないというところもあるので、やはり自動車の新車小売というものが唯一残っているということは、私は非常に大事なことなのかなというふうに思います。

ただ、今回、地賃のほうも上がりました。私たちも肌で感じている、非常に物価上昇もありまして、賃金を上げていただいているというふうな実感は感じているのですが、ただ賃金は上がっているのですが、物価上昇もあり、昨日も幹事会であるのですが、非常に人材不足は、自動車に限らず、どこの業種でもあると思います。昨日、ある労連によっては、退職者が1か月で6名出るというふうな、事由はいろいろあるにしても、本当に人が足りないというふうなのは肌で感じております。

営業、エンジニア、間接といろいろな自動車の職種があるとは思いますが、エンジニアが本当に人がいないと。エンジニアに関して、国家資格ですし、非常に命に関わる仕事なのかなというふうに私は認識しているのですが、どうしてもエンジニアが足りなくなると、非常に職場がタイトにやっているなというふうには感じているのですが、やはりお客様に利用していただく中で、命に関わるものをちょっと忙し過ぎて、見過ごしてしまったりということが、ちょっとしまったということでは済まなくなってくるようなスケジュール、タイト感もあるのかなと。それはまた、自動車総連として考えていけないといけない働き方なのかなというふうに思っております。

本当にちょっと的を得ないのかもしれませんが、先ほど小原委員からありました、私たちは組合として組織をさせていただいているのですが、やはり組織がないところもあるのかなというふうに思います。その賃金の底支えとかということも非常に大事な取組として訴えていきたいなというふうに思います。

今後でもいい形として継続していけるように、もっと議論を深めていけないのかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○ 瀬口部会長代理

ほかにございますか。

(意見等なし)

○ 瀬口部会長代理

まだ金額の開き自体はあるのですけれども、今のように意見を率直に交換してですね、それぞれの労側から使側へ、使側から労側への現状を踏まえた御説明や御意見があって、意見交換できて、非常に有意義だったというふうに考えております。

しかしながら、平場での審議ではまだ双方の主張や額に開きがございます。

現時点における平場での御意見はある程度尽くされた感がありますので、ここで公・労協議、公・使協議に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長代理

では、皆さん、よろしいようですので、それでは、傍聴者の方は一旦退出していただき、控室へ御移動ください。

公労使による三者協議を再開する際は、事務局より御案内します。

(個別協議)

○ 瀬口部会長代理

それでは、公労使による三者協議を再開いたしますので、事務局は傍聴者へ入室の案内をお願いします。

(傍聴者を案内)

○ 瀬口部会長代理

皆様、お時間いただきありがとうございました。

ただいままで個別折衝を続けてきた結果、一致点を見出すことができました。最初は開きがかなりあって、何度も二者協議、それからそれぞれで協議をしていただきました。

最終的に、鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金については、現行時間額945円に41円プラスをして、986円で一致しました。

これについて御異議はございませんか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長代理

ありがとうございました。

それでは、ただいまの金額を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

また、改正された最低賃金の効力発生日は、法定どおりとしますと、異議申立て等により、結論が変わらない限り、最短で12月21日、土曜日ということになります。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長代理

それでは、効力発生日については法定どおりとします。

この結論は、鹿児島地方最低賃金審議会会長に報告することになりますので、事務局は専門部会の報告書等を準備してください。

事務局が報告書等を作成する間、休会いたします。

(休会)

○ 瀬口部会長代理

それでは、再開します。

今から報告書を読み上げます。

令和6年10月23日、鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。

鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会部会長、伊藤周平。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年8月27日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、伊藤周平、瀬口毅士、松本俊哉。

労働者代表委員、勝目幸佑、白石裕治、中原潤。

使用者代表委員、小原秀治、中村博之、森山麗子。

ただいまの決定につきましては、最低賃金審議会令第6条第5号を適用し、専門部会の決議をもって鹿児島地方最低賃金審議会の決議とする取扱いを決定しておりますので、私から答申文も読み上げさせていただきます。

労働基準部長は前のほうへおいでください。

令和6年10月23日、鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和6年8月27日付け鹿労発基0827第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金。

1、適用する地域。鹿児島県の区域。

2、適用する使用者。前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者。

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額。1時間986円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生日。法定どおり。

#### ○ 森川労働基準部長

ただいま答申をいただきまして、一言御礼申し上げます。

鹿児島県自動車（新車）小売業の最低賃金につきましては、8月27日に鹿児島労働局長より改正決定に係る諮問をさせていただいたところでございますが、これを受けてこの専門部会が設置され、9月30日から本日まで3回にわたり精力的に審議を重ねていただき、全会一致による結論を出していただきました。ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、本当に多角的な視点から、そのイニシアチブを十分に発揮され、充実した御議論をいただきましたこと。また、今回は伊藤部会長、本日は議事をまとめていただきました瀬口部会長代理をはじめとして、委員の皆様が円滑な審議の進行のために御尽力いただきましたことについて、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

本日、答申をいただきましたので、これから私どもで改正決定に係る所定の手続を進めてまいります。異議申出等がなく、最短の場合は、その発効が12月21日、土曜日となる予定でございます。

今後、私どもといたしましては、改正された自動車（新車）小売業最低賃金を関係労使の方々に知っていただき、これが適正に履行されるよう、なお一層の周知・指導に努めてまいります。

最後になりますが、今後とも最低賃金制度をはじめ、労働行政に対する御理解と御協力



をお願い申し上げ、また、これまでの皆様の御尽力に重ねて厚く御礼を申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○ 瀬口部会長代理

ありがとうございました。

それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

○ 西野賃金室長補佐

本日の答申内容につきましては、本日中に意見の要旨を公示いたしまして、異議申出を受け付けることとなります。異議申出の締切日は、11月7日木曜日となりますが、この日までに異議の申出があった場合には、11月8日以降なるべく早い時期に本審を開催して、労働局長より異議申出に係る事項について諮問をさせていただき、御審議の上で答申をいただくこととなります。

その際、場合によっては、再度、専門部会を開催して、審議していただければならないこともあります。その際は改めて御連絡させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

以上、異議申出があるかどうか分からないところですが、念のためお知らせいたします。

なお、異議申出がなかった場合は、締切日の翌日、11月8日をもって、当専門部会は廃止となりますので、申し添えます。

以上です。

○ 瀬口部会長代理

それでは、最後に議事録確認者を指名します。労側は白石委員、使側は小原委員にお願いいたします。

本日の専門部会はこれで閉会します。どうも長い間ありがとうございました。